

# 前橋ステップハウス 運営規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、株式会社 VSI 都市開発（以下「運営者」という）が運営する一時的な住居提供施設「前橋ステップハウス」（以下「本施設」という）の適切な運営と利用に関する基準を定めることを目的とする。

### 第2条 (施設の性格および利用目的)

本施設は、利用者が次の居住先が見つかるまでの間の、極めて限定的な期間における一時的な居住のみを目的として許可されるものとする。

## 第2章 利用期間および利用料

### 第3条 (利用料)

本施設の利用料（賃料）は、無料とする。

### 第4条 (利用期間)

1. 本施設の利用期間は、原則として14日間とする。
2. 利用契約は期間の満了をもって確定的に終了し、契約の更新および期間の延長は一切行わない。
3. 前項の規定にかかわらず、利用者が生活保護の開始申請等を行い、その結果を待っている状態であると運営者が認めた場合に限り、運営者の裁量により、結果が判明するまでの間、使用期間の延長を許可することがある。なお、この延長許可の判断は運営者の専任的権限とする。

## 第3章 生活ルール（ゴミ出し・清掃・火気・共用部）

### 第5条 (ゴミ出しのルール)

1. 利用者は、前橋市の定める分別ルールを厳守し、指定された曜日・時間に指定のゴミステーションへ出さなければならない。詳細については、前橋市発行の「ごみ収集カレンダー（三河町エリア）」または市の公式ウェブサイトを参照し、これに従うこと。
2. 粗大ゴミや家電リサイクル法対象品目など、通常の収集で対応できないものについては、利用者が自らの責任と負担で処分しなければならない。

### 第6条 (清掃および衛生管理)

1. 利用者は、自らが使用する居室を清潔に保つ責任を負う。
2. キッチン、浴室、トイレ等の共用設備を使用した後は、速やかに清掃を行い、次に利用する者が不快に感じないように配慮しなければならない。
3. 感染症予防および害虫発生防止のため、生ゴミの放置や居室内へのゴミの溜め込みは厳禁とする。

### 第7条 (火気の取り扱い)

1. 施設内（居室および共用部）でのカセットコンロ、石油ストーブ、ろうそく、お

香等、火災の原因となり得る一切の火器の使用を厳禁とする。

2. 調理は必ず指定された共用キッチンの設備のみを使用して行うこと。

#### 第8条（共用部の利用および喫煙ルール）

1. 廊下、階段、玄関等の共用部に私物を放置してはならない。放置された物品については、運営者が予告なく処分する場合がある。
2. 深夜・早朝（午後9時から午前7時まで）の洗濯機の使用や大声での会話など、他の利用者や近隣住民の迷惑となる行為を禁止する。
3. 施設内（居室および屋内共用部すべて）は全面禁煙とする。喫煙は必ず中庭の指定された喫煙スペースでのみ行い、吸い殻の適切な処理を徹底すること。

### 第4章 権利関係および退去・明渡し

#### 第9条（居住権の不発生）

本施設の利用は無償による一時使用貸借契約に基づくものであり、借地借家法の適用は受けない。利用者は本施設に対する居住権、借家権、その他一切の権利を主張することはできない。

#### 第10条（無条件退去）

利用者は、第4条に定める期間内に転居先が見つからない場合であっても、期間満了日までに本施設を無条件で明け渡し、退去しなければならない。

#### 第11条（明渡しおよび原状回復）

利用終了時、または第14条により利用が解除された際は、利用者は直ちに本施設を原状に回復した上で、運営者に明け渡さなければならない。

#### 第12条（残置物の放棄および処分）

利用者が退去する際、または期間満了後に本施設内に利用者の所有物（残置物）がある場合、利用者は当該残置物の所有権を一切放棄したものとみなす。運営者が当該残置物を任意に処分（廃棄、売却等）しても、利用者は運営者に対し、いかなる名目においても異議を申し立てないものとする。処分に費用を要した場合、運営者は利用者にもその費用を請求できる。

### 第5章 禁止事項および契約解除

#### 第13条（禁止行為）

利用者は、以下の行為を行ってはならない。

1. 本施設の全部または一部を第三者に貸与、または使用の権利を譲渡すること。
2. 本施設の増改築、改造、模様替え等を行うこと。
3. 公序良俗に反する行為、または近隣住民の迷惑となる行為を行うこと。

#### 第14条（解除）

利用者が本規約に一つでも違反した場合、運営者は事前の催告を要することなく、直ちに利用契約を解除し、本施設の明け渡しを求めることができる。

### 第6章 緊急時および協議事項

第 15 条（緊急時の連絡先）

火災、急病、設備の大規模な故障等の緊急事態が発生した場合は、速やかに以下の連絡先に報告し、指示を仰ぐこと。

1. 緊急通報：消防・救急（119 番）、警察（110 番）
2. 施設管理者：株式会社 VSI 都市開発（電話番号：0 2 7 - 2 2 6 - 5 5 7 7）

第 16 条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じた事項については、運営者と利用者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以 上

制定：令和 8 年 5 月 1 5 日  
株式会社 VSI 都市開発  
代表取締役 伊澤 伸人